

部落差別（同和問題）

内実・対応・考え方

静岡大学 山本崇記

本報告の構成

1. 部落差別（同和問題）の内実

2. 部落差別への対応策

3. 部落問題の考え方

1. 部落差別（同和問題）の内実

- 法は具体化したか

部落差別解消推進法の成立

- 部落差別解消推進法（2016年12月）

（目的）

第一条 この法律は、**現在もなお部落差別が存在**するとともに、**情報化の進展**に伴って**部落差別に関する状況の変化**が生じている

※理念的＜具体化の8年間（規制、啓発・予防、被害者支援、地域交流）

- 『部落差別解消推進法6条の調査に係る調査研究報告書』（2018年3月）

「同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、**同和地区と呼ばれる地域**の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けるなどしている、**我が国固有**の人権問題である。」（『人権教育・啓発白書』平成29年版、38頁）

→定義不在の解消法を補完

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）（抜粋）

（部落差別の実態に係る調査）

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附帯決議（平成28年12月8日 参議院法務委員会）（抜粋）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

〔略〕

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

※行政が手を出さない／出しにくい

部落差別の解消の推進に関する法律第6条に基づく調査の内容について

有識者会議において実施すべきとされた調査内容

1 法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査

3 インターネット上の部落差別の実態に係る調査

2 地方公共団体（教育委員会を含む）が把握する差別事例の調査

4 一般国民に対する意識調査

部落差別の解消の推進に関する法律第6条に基づく調査結果の概要

1 法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査の結果 (人権相談：H27～H29 人権侵犯事件：H25～H29 について調査)

- 人権相談・人権侵犯事件とも件数はおおむね横ばいであり、人権相談全体の0.2%弱、人権侵犯事件全体の0.5%前後を占める
- インターネット上の事件が増加傾向にあり、その大半が識別情報の摘示
- 実社会の事件では「その他」を除くと結婚・交際、差別落書き等の表現行為、特定個人に対する誹謗中傷等
- 地域差が大きく、人権相談・人権侵犯事件とも大阪ブロックが最多で全国の30%前後

3 インターネット上の部落差別の実態に係る調査の結果 (R1.6時点のウェブページのサンプル調査と過去1年間の閲覧者数調査を実施)

- 識別情報の摘示、特定個人に対する誹謗中傷、不特定者に対する誹謗中傷のいずれも一定数あり
- 閲覧者が比較的多いのは識別情報の摘示、特定個人に対する誹謗中傷
- 識別情報の摘示、不特定者に対する誹謗中傷の情報は、特定のウェブサイトへの集中傾向
- 差別的な意図で閲覧しているとうかがわれる者が一定数存在

2 地方公共団体等が把握する差別事例の調査の結果 (H25～H29 について調査)

- 件数はおおむね横ばい
- 「その他」を除くと差別表現が大部分、次いで結婚・交際、雇用
- 差別表現の相談件数は東京ブロックと大阪ブロックが多数を占める
- 差別表現の多くは特定人を対象としないものであり、その約半数はインターネット上のもの

4 一般国民に対する意識調査の結果 (R1.8～9にかけて調査を実施)

- 主として学校教育を通じて人権意識は定着
- 多くの者が部落差別は不当な差別と知っている一方で、特に交際・結婚相手についての偏見・差別意識が残る
- 西日本や中高年齢層では、被害・加害経験のある者の割合や部落差別（同和問題）に関する関心が高い一方で、差別解消のための取組に消極的な意識を持つ者も見られる

部落差別の実態

- ✓ 発生しているのは主に①特定の者を対象とする表現行為、②特定の者を対象としない表現行為（識別情報の摘示を含む）、③結婚・交際
→ ①②についてはインターネット上のものが増加傾向
- ✓ 正しい理解が進む一方で、心理面における偏見、差別意識は依然として残る
- ✓ インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機がうかがわれる

今後の施策の在り方

- ✓ 部落差別は依然として人権課題の重要な一類型 → 引き続き粘り強く適切に対応
- ✓ 内容、方法等が国民から理解と共感を得られるような教育・啓発
- ✓ 相談窓口の周知
- ✓ 対応能力向上のための研修の充実
- ✓ インターネット上の人権侵害情報に関して、関係省庁、地方公共団体、事業者と連携しつつ、積極的な取組を進める。

6条調査「インターネット上の部落差別の実態に係る調査の結果」（抜粋）

特に、差別的意図が窺えるような理由で、関連ウェブサイトを読覧していたアンケート回答者が、84人(23.9%) となった(875人/回収率8.6%)。具体的に、「自分や身内の引っ越し先の地域について調べてみようと思った」(34人/9.7%)、「自分や身内の交際相手や結婚相手の出身地について調べてみようと思った」(23人/6.6%)、「近所の人出身地について調べてみようと思った」(18人/5.1%)、「求人に対する応募者の出身地について調べてみようと思った」(9人/2.6%) などが該当する。一方で、「部落差別の歴史や用語などの一般的な事柄について調べてみようと思った」(213人/60.7%) ともあり、意図は定かではないが、悪意を伴わない「関心」や「好奇心」に適切に応える効果的なウェブ情報も重要であるととも分かる。実際に、ウェブページの内容類型別の数では、上記の④ が554(68.6%) と大半を占めていた。

一方で、識別情報の摘示ウェブページは111 (13.7%) とあまり多くないものの、そのうちの5割近くが、全国の部落一覧(具体的地名の掲載)、該当地区訪問時の風景写真、著名Q&Aサイトによる地区名をめぐる応答で占められた。年間ユニークユーザー数に関しても、識別情報の摘示は12.723人(26.1%) と一定数を示し、1ページ当たりのユニークユーザー数が114.6人と非常に高い。この識別情報の摘示に該当するウェブページは、上記した全国の部落一覧が7.740人、該当地区訪問時の風景写真等が925人と、全体の7割を占めている。※山本（2023）より

国際社会からの指摘（2018）

人種差別撤廃条約第十回・第十一回政府報告審査に関する人種差別撤廃委員会の総括所見（CERD/C/JPN/CO/10-11、2018）

部落民の状況

19. 委員会は、2016年の部落差別の解消の推進に関する法律の施行を歓迎する一方、部落民の定義が同法及びその他においても存在しないことを遺憾に思う。委員会は、雇用、住居、婚姻における部落差別が継続していることを懸念する。また、委員会は、部落民の戸籍情報への違法なアクセスやインターネット上での公開が、部落民を更なる差別に直面させていることを懸念する。また、委員会は、同法を施行するために割かれたリソースに関する情報の欠如についても懸念する。

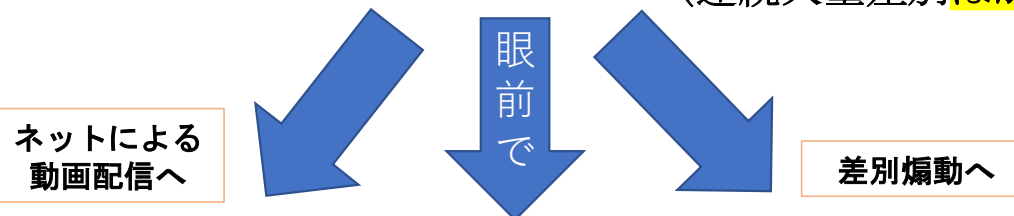
法務省通知（2018.12）：
インターネット上の同和地区に関する識別情報の
摘示事案の立件及び処理について（依命通知）

このような現実を前提とした場合、特定の者を同和地区の居住者、出身者等として識別すること自体が、**プライバシー、名誉、不当に差別されない法的利益**等を侵害するものと評価することができ、また、**特定の者に対する識別ではなくとも、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為も、このような人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものである**ということができる。このように、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報を公にすることは、その行為が助長誘発目的に基づくものであるか否かにかかわらず、また、当該地域がかつての同和地区であったか否かにかかわらず、人権擁護上許容し得ないものであり、その点で、他の識別情報と性質を異にするものである。したがって、「〇〇地区は同和地区であった（ある）。」などと指摘する識別情報の摘示は、原則として削除要請等の措置の対象とすべきである。各局においては、この種の情報について、上記の考え方にに基づき、適切に立件・処理されたい。

近年までの特徴的な部落差別事象の動向

- ・「お前たちは特殊部落出身のえたひにんのダニ共」
- ・「まさにえたはやく病神であって人間に不幸をもたらす悪魔である。こういう下等生物はもうこれ以上生かしておくわけにはいかないので殺すことになった。」

(連続大量差別はがき事件、2003)



- ・「えたやらひにんやらいうたら、大勢集まって糾弾集会やら昔やっ
とったん違うんですか。出てこい、えたども。何人が聞いておるやろ、
えたども、ここはえたしかいない、えたの聖地やと聞いとるぞ。出て
こい、えたども、おまえらなあ、ほんまに日本中でなめたマネさらし
やがって」

(水平社博物館前差別街宣＝ヘイトスピーチ事件、2011)

同時進行でネットとリアルにおけるヘイトが往復

※本スライドは、差別用語・賤称語を含みますが、現実を正確にお伝えするため、記載しています。

「全国部落調査」復刻版出版事件（2016～2024）

→同和地区や隣保館の一覧をネットで暴露（アウティング）

資料①「被差別部落の地名公開、高裁が禁止範囲を拡大 「差別されない利益」」
（朝日新聞デジタル、2023年6月28日）

「判決は一審・東京地裁判決よりも出版禁止の範囲を広げ、賠償額も約488万円から550万円に増やした。／高裁判決によると、川崎市の出版社は2016年2月、5360以上の被差別部落の地名や世帯数を一覧にした戦前の報告書「全国部落調査」の復刻版を販売すると公表。その後、ウェブサイトにもリストを載せた。／高裁はまず、個人の尊重を保障した憲法13条や法の下での平等を定めた14条の趣旨に鑑み、「人には差別を受けずに穏やかな生活を送る人格的利益があり、法的に保護される」と言及。被差別部落出身と推測させる地名の公表はこの利益を「侵害する」と判断した。／賠償の範囲について、地裁は「リストにある地域に現在も住所か本籍がある人」のみを対象としたが、高裁は「本人や親族の住所か本籍が、現在あるか、過去にあった人」に拡大した。その結果、出版禁止やネット上の情報削除を命じる範囲も、地裁より6県分増えて31都府県分になった。」

資料②「ネットがさらす被差別部落 議論避けた社会、深めた差別」
（朝日新聞デジタル、2019年5月5日）

「公開したひとり、神奈川県に住むプログラマーの男性（40）は、取材にこう答えた。「被差別部落の場所を正しく知ることが、部落問題の議論の土台になる。公開は研究の自由にあたる」。自分がつくった地名リストによって差別を受ける人もいるとは思いますが、「極めて少ない。差別をなくすために公開するメリットの方が大きい」と強調した。」

課題点)

- A. 原告のいない府県は対象外→**すべての同和地区を網羅できていない（※最高裁係争中）**
- B. 訴えたWEBサイト以外は削除対象とならない→**新たなサイトが次々と（※個別裁判へ）**
- C. カミングアウトとアウティングの違いが理解されていない→**当事者性への無理解（※非対称性）**
- D. 滋賀ケース（2014）→**行政情報の非公開と知る権利の衝突（※司法の混乱）**

模倣的・類似的 行為の発生

ヤフオクに壬申戸籍、法務局が回収 身分や犯罪歴記す（朝日新聞デジタル、2019/2/15）

「明治初期に作られ、身分や犯罪歴などの記載があるため、現在は閲覧が禁止されている「**壬申（じんしん）戸籍**」とみられる文書がインターネットオークションに出品され、約13万円で落札されていたことが法務省への取材で分かった。静岡法務局が14日に回収しており、内容や出品の経緯を確認している。」

メルカリでの「**部落地名総鑑**」
出品事件（2019/09/23）

2021/5/31 神戸新聞NEXT
市長「差別助長する内容で、あまりに悪質」
ドワンゴに部落差別動画削除命令で会見

「兵庫県丹波篠山市内の同和地区を撮影した投稿動画の削除を命じた神戸地裁柏原支部の**仮処分命令**について、同市の酒井隆明市長らが31日、記者会見した。**酒井市長**は「動画は差別を助長する内容そのもので、あまりに悪質だった」と、怒りを込めて訴えた。」

※当事者（自治会等）が訴えることとのリスクと重たさ

ネット掲示板の現状

自治体におけるモニタリング事業は、235自治体まで増加（2022.01現在）。

・「部落地名総鑑」が電子空間へ

- 1990 法務省の『部落地名総鑑』調査終了宣言
パケット通信差別事件（全国）
- 1991 パケット通信差別事件（大阪）
- 1995 パソコン通信・部落地名問い合わせ事件（全国）
- 1997 桜井市民インターネット差別書き込み事件（奈良）
- 1998 インターネットでの差別文書事件（全国）
インターネット上差別書簡事件（全国）
インターネットによる差別事件（全国）
パソコン通信による差別事件（全国）
- 1999 インターネットによるあいつぐ差別事件（全国）
- 2000 インターネットにおけるあいつぐ差別事件（全国）★2ちゃんねる等
企業連への差別電子メール事件（奈良）
インターネットによる差別事件（京都）
→福山市におけるモニタリング開始（全国初）
- 2001 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任制限法）
インターネットにおけるあいつぐ差別事件（全国）★2ちゃんねる等
- 2002 同和対策事業特別措置法から続く一連の特別対策の失効
インターネットによる差別事件（全国）6件
- 2003 ネット掲示板に同和地区名 法務省 改善を要請（全国）

・主要掲示板における差別投稿

「同和特権、創価特権、在日特権など犯罪やっても無罪になることです。バックに殺しを請け負う暴力団がいるからです。」（爆サイ.com、山陽版・福山、2015、モニタリング→不削除）

「同和部落、解放同盟は自殺するまで連日連夜の糾弾攻撃で有名じゃん。数十人が自殺に追い込まれているよ。」（同上）

「死ねや穢多非人部落四つ在日朝鮮ゴミ共」（爆サイ.com、山陽版、2015）

「同和部落が！全員死ねよ！汲み取り便所の家の奴ら生きてて恥ずかしくないの？汲み取り便所地区が！だからクソ部落って言われるんだよ！クソ部落が！」（同上、2017）

「泥棒糞チョン死ね！」「在日は強制送還しろ日本から追い出せばいい」（5ちゃんねる、2019）

「くそ部落が だいたい部落でコロナが流行る」（NHK、2020）

※本スライドは、差別用語・蔑称語を含みますが、現実を正確にお伝えするため、記載しています。

アウティング動画削除裁判

- 全国部落調査復刻版出版事件地裁判決（2021. 9）等のインパクト
→「部落探訪」動画（You Tube）削除（2022. 11）＋オンライン署名（デジタルアクティヴィズム）
- その他、X（旧Twitter）等での動画削除を求めて三府県で提訴（2023. 11～）
→大阪（仮処分）、埼玉、新潟。全国から地方へ裁判闘争の舞台が移行。
- 裁判に訴えることの有効性と負担の継続
→繰り返される**当事者負担の構図**は変わらず
- プロバイダーの責任を制限するより厳格な法制度が必要
→法務省による通知や削除要請の「限界」。
解消法の改正強化も必要か。

削除に関する状況

出典：(一社) ひょうご部落解放・人権研究所

	削除依頼件数	削除できた件数	削除できなかった件数
2019年度	1 5 6 9	6 7 6	8 7 2
2018年度	2 9 5 8	1 5 6 3	1 3 8 6
2017年度	2 3 0 9	1 5 7 4	7 3 4
2016年度	3 7 3	1 9 2	1 8 1
2015年度	4 9 7	2 8 6	2 1 4
計	7 7 0 6	4 2 9 1	3 3 8 7

削除割合55.7%（※現在はさらに上昇→**6割強**）

（公社）尼崎人権啓発協会の場合

2 0 1 9 年度	尼崎関係	137件削除依頼	116件削除
	尼崎以外	927件 "	767件 "

プロバイダに削除拒否された場合は特に対応せず、後日再度の削除依頼をするか、内容によっては地方法務局へ、尼崎市を通じて情報提供と削除依頼を行っている。

マイクロアグレッションとしての部落差別

ありふれた日常の中にある、ちょっとした言動や行動や状況であり、意図の有無にかかわらず、特定の人や集団を標的とし、人種、ジェンダー、性的指向、宗教を軽視したり侮辱したりするような、敵意ある否定的な表現。

マイクロインサルト



無礼で気遣いのないコミュニケーション、出自や文化の価値を貶める



- ・A【知的能力を出自に帰する】
- ・B【二級市民扱い】
- ・C【異文化の価値観やコミュニケーションを病的に扱う】
- ・D【犯罪者もしくは犯罪者予備軍とみなす】

マイクロアサルト



明示的な軽蔑を含み、特定個人に狙いを定めて暴力的な言動を行ったり、攻撃的な環境を作る。別称で呼ぶ、避ける差別目的の行為。



マイクロインバリデーション



心理状態や考え方、感情、経験を排除、否定、無化



- ・A【よそ者扱い】
- ・B【カラーブラインド】
- ・C【能力主義信仰】
- ・D【差別の否定】

- A. 部落出身なのに高学歴
- B. 「エタ」や「新平民」といった旧身分差別意識／扱い
- C. 部落を粗野で暴力的に描く
- D. 犯罪報道と「同和」を結び付ける

- ・「エタ」「ひにん」などの賤称語の使用
- ・ヘイトスピーチとの類似性
- ・交流・交際の忌避
- ・結婚差別

- A. 人種が違う
- B. 同じ日本人（肌の色等が同じなのになぜ差別が？）
うちの地域に「同和」はない
- C. 能力に出自の違いはない（＝AAの否定）
- D. 部落出身の友人がいる
部落差別はもう存在しない

2. 部落差別への対応策

- 規制とまちづくりは両立できるか

情報流通プラットフォーム対処法の成立

- ・「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」



「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情プラ法）
2024年5月公布（1年以内に施行）

※「削除方法を知りたい」という誹謗中傷問題へのニーズの高止まり（①窓口不分明、②放置・被害拡散、③申請後のフォローなし、④削除指針の不明瞭といった課題への対応）

◎大規模プラットフォーム事業者の義務

（1）対応の迅速化

- ・削除申出窓口・手続の整備・公表
- ・削除申出への対応体制の整備（有識者の選任等）
- ・削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内≒1週間程度）

（2）運用状況の透明化

- ・削除基準の策定・公表（運用状況含）
- ・削除した場合、発信者への通知

◎運用の徹底化

・民間事業者の自主規制に依存せず、引き続き、国（第三者機関の設置）の主体的な法運用の徹底が必要となってくる。

- ・包括的な差別禁止・被害者救済制度及び国内人権機関の設置の必要性

→ネットの誹謗中傷対策の前進とその過渡性

自治体による取組： **隣保館**を拠点にした規制強化と交流促進

- ・ 湯浅町部落差別をなくす条例（2019年4月公布、2019年10月施行）

→契機：三件の差別事象（2017）

- ・ 湯浅町部落差別を解消するための条例策定委員公募（2018）

→合計10名、計5回の会議

- ・ パブリックコメント実施

「条例の制定に反対します」「条例制定により逆に差別と分断をもたらすのではないか」「若い世代に新たな差別を生む可能性がある。」…などの意見も。

- ・ 特性

(1) **モニタリング**（第9条）

(2) **差別者**への指導・助言（第14条）、勧告（第14条）、命令（15条）、公表（第16条）

(3) **被差別者の支援・救済**（第17条） ※運用面の課題

- ・ 和歌山県部落差別解消推進条例（2020年3月施行、同年12月改定）

- ・ インターネット上での部落差別禁止条項（第3条）

- ・ プロパイダーの責務（第7条）

- ・ 部落差別の行為者に対する：説示→指導→勧告

※「一部の地方公共団体からは、インターネット上の表現内容についてモニタリングをしているなどの取組の報告がされるものと想定されるが、国が公権力によるモニタリングを推奨していると受け止められるような調査内容及び手法を避けるなど、表現の自由に十分留意したものとすべきである。」（法務省2020）



公的人権・福祉資源の有効活用を

差別規制＋交流（教育・啓発）の最前線としての「隣保館」等

地域共生社会と隣保館に関する研究

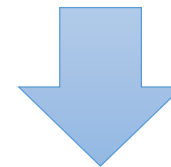
— 静岡県隣保館調査報告書 —

隣保事業（社会福祉法第 2 条第 3 項第 11 号）隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金で利用させること。その他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うもの。

静岡大学地域創造学環(人文社会科学部)

山本崇記研究室

- ・ 全国800+の隣保館調査・活用方策の提案
→貸館意識／福祉（＝非人権）施設意識の前景化
- ・ 隣保館廃止・縮小の流れ
→「寝た子を起こすな意識」（当事者&非当事者）
- ・ 結婚差別、土地差別、アウティング差別の横行



（学生・若者の率直な視点）

- ・ 積極的活用による交流・啓発が促進できる
- ・ 但し、人権・福祉施設としてのupdateが必要

（厚労省の期待）

- ・ 「地域共生社会」づくりの拠点として
- ・ 差別解消三法＋生活困窮者自立支援法＋ α の活用
- ・ 改正社会福祉法（重層支援等）への対応

ポジティブな情報発信という攻め手

北人権文化センター 人権スポットの紹介（奈良市）

出典：<https://www.youtube.com/watch?v=yHSHAXWT4Tw&t=24s>

隣保館へ行ってみよう（倉敷市）

出典：<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/33640.htm>

人権資料展示施設「柳原銀行記念資料館」（京都市）

出典：<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000061457.html>

→規制だけではなく、当事者と行政のタイアップによる慎重かつ安心・安全なデジタル環境づくり

「この町が好き」と言える共同（まちづくり）へ

- 共同のまちづくり
→当事者による情報発信と
近隣学区や「よそ者」（学生）
たちとのエリアマネジメント

（京都市立芸術大学の同和
地区への移転完了2023.10）



NHK Dearニッポン（2024/01/07）
「“差別の壁”を越えて～京都・崇仁地区～」

<https://www.nhk.jp/p/ts/P71P7Q379L/episode/te/8PN5GP1MPX/>

- 「この町が好きだから」と**当たり前**に（一緒に）言える社会への模索
→被差別部落・同和地区出身であることを堂々と「誇りうる時」
（全国水平社創立宣言1922）は**未完**＝**規制強化（部落の不可視化）**の流れ

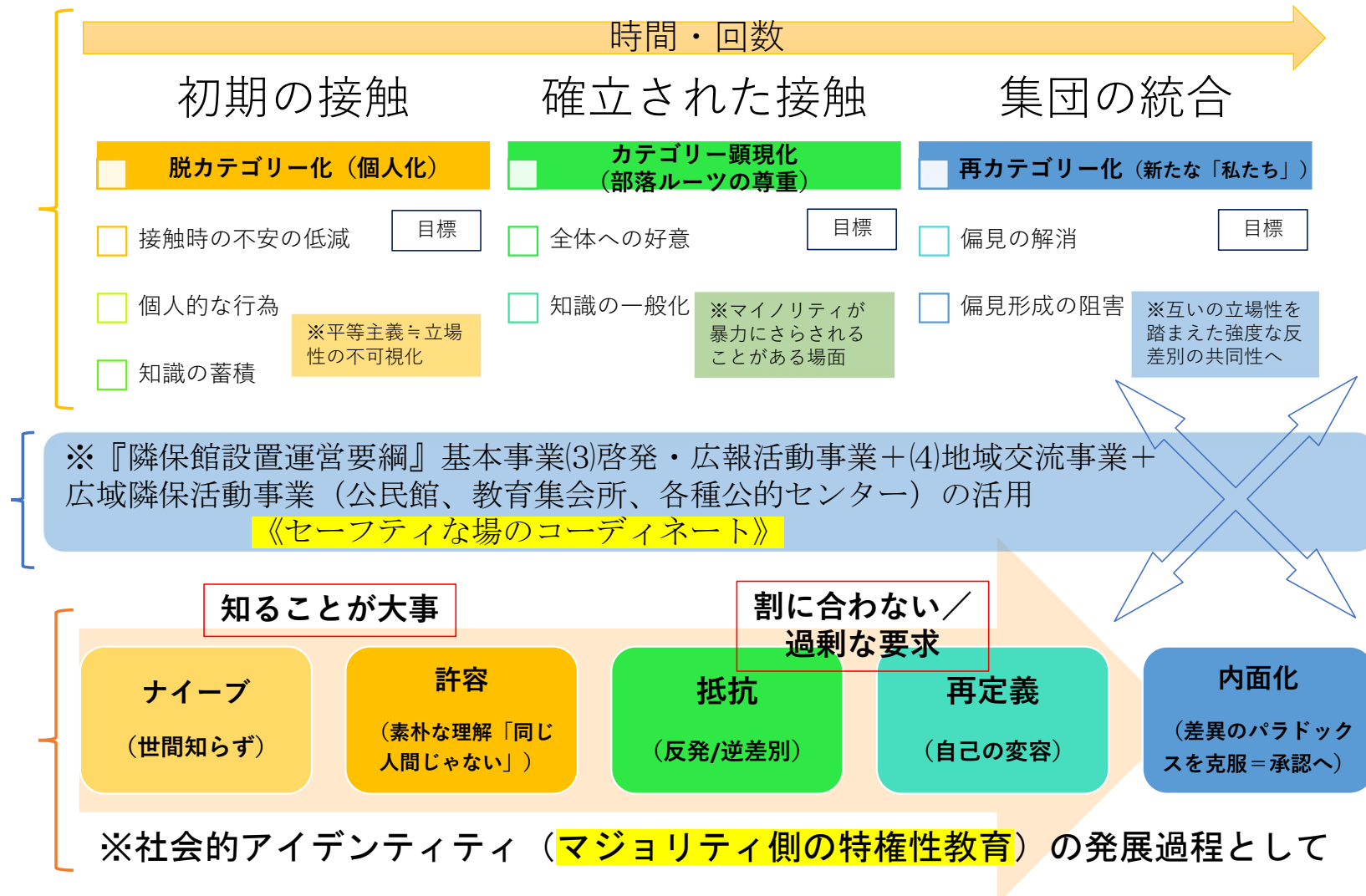
“ふるさと、をかくすことを 父はけものような鋭さで覚えた／ふるさとをあばかれ縊死(いし)した友
がいた／ふるさとを告白し許婚者(いいなずけ)に去られた友がいた／吾子(あこ)よ お前には胸張ってふ
るさとを名のらせたい／瞳をあげ何のためらいもなく “これが私のふるさとです、と名のらせたい

※丸岡 忠雄「ふるさと」の重みを改めて痛感する今

3. 部落問題の考え方

- 具体性への接近とは

具体性を伴う効果的接触を通じたアプローチへ



情報化時代の部落問題

- 「知らない」では済まされない情報環境に取り囲まれている

→匿名／非匿名の悪意的な情報発信が氾濫し、偏見・差別意識が拡大再生産されている状況。「知らない」でいる方が良い、という考え方は通用しない。

- 部落出身者が出自（ルーツ）を突然、突き付けられる

→歪んだ不正確なネット情報を通じて自らの出自を（何の準備もなく）突き付けられる。カミングアウト・ふるさとを誇る権利の否定。

※特に子どもの影響は深刻（子ども会等エンパワメント機能が重要）

ただし

個人情報・プライバシー保護の重要性と規制強化の必要性。
一方で、必然的に、教育・啓発の場で部落問題を知るための「**具体性**」が失われていく**パラドックス（逆説）の発生**。

「知る」ことをめぐる諸相

- ・インターネット上でのアウトティングが横行しているため、部落に関わる情報はできる限り「抽象化」が求められる。

→具体的な「人」や「地域」に言及してはいけない。

※解消法6条調査

- ・「知る」ことは啓発・教育の第一歩では？

→「知る」受け皿となる当事者による情報発信の重要性・貴重さと、大きな負担とリスクを伴うことへの「深い」理解が必要。

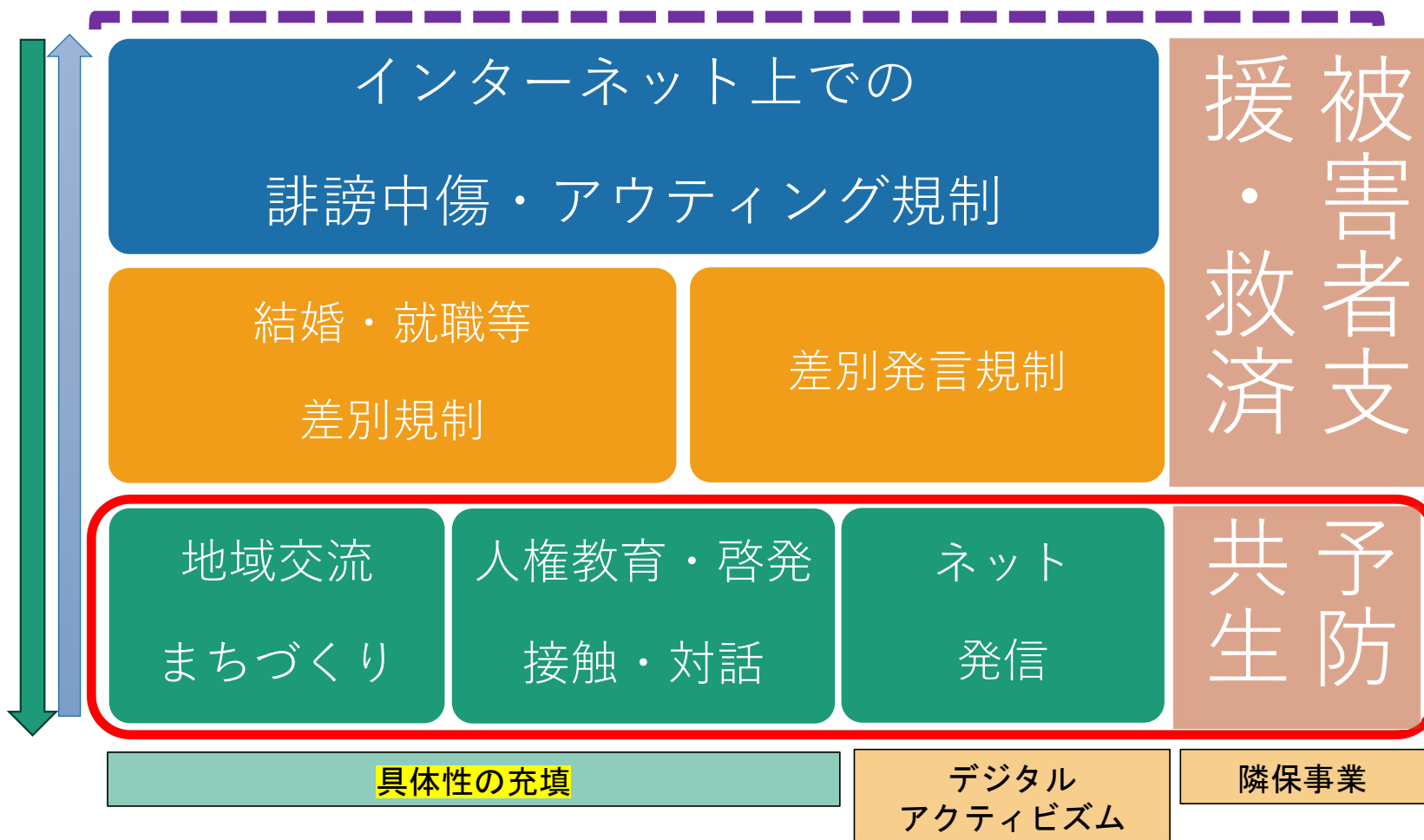


一歩先に踏み出すために

いかにサポーターに当事者の実践を支えるか&協働するのか。
ただ、「知る」「耳を傾ける」ことにより感動を得る（差別の重大さを痛感する）だけでは不足。「知る」「第一歩」という言葉の先に踏み出すべき緊急性・切迫性がある。

差別禁止と地域共生の方途

<包括的差別禁止法＋部落差別解消法改正＋地域共生のまちづくり>





- Chapter 1. 開化の時代
- Chapter 2. 異人種というまなざし
- Chapter 3. 融和の時代
- Chapter 4. 暴民というまなざし
- Chapter 5. エタを誇りうる
- Chapter 6. 国家主義へ
- Chapter 7. 戦後も続く部落差別
- Chapter 8. 人権の時代

なぜ差別が残るのか。
私たちはなぜ同和問題を克服できないのだろうか？

日本にはかつて賤民と呼ばれる差別される身分の人々がいた。1868年、日本は天皇の下で近代国家として再編され、賤民身分の人々は差別された身分から解放された。しかし差別は形を変えて本来は存在しないはずの被差別部落民を創り出し、部落差別は未だ解消されていない。本作品では黒川みどり（静岡大学名誉教授）の解説を軸に、金城奈津希（静岡大学学生）による文献の朗読によって、近代の同和問題認識を浮かび上がらせる。そして守田智（静岡大学教授）がネットワーク科学を用いて私たちと同和問題との「つながり」を解き明かす。



近現代史研究
黒川みどり



ネットワーク科学研究
守田智

——これは私たちが被差別部落にむけた「まなざし」の物語——

出演：黒川みどり / 金城奈津希 / 守田智

撮影・演出：湯若勇次

編集・映像効果：佐古瑞季

監修：黒川みどり

制作：静岡県人権・地域改善推進会 静岡県人権啓発センター

© 静岡県人権・地域改善推進会 静岡県人権啓発センター

●DVDビデオは映像と音楽を高密度に記録したディスクです。DVDビデオ対応のプレーヤーで再生してください。詳細はプレーヤーの取り扱い説明書などでご参照下さい。

●このディスク並びにパッケージに関する全ての権利は権利者に留保されています。このディスクを著作権者に無断で複製、放送（有線・無線）、上映、改変等することは法律で禁止されています。



MPEG2 片面1層ディスク	カラー	本編約40分
複製不能	レンタル禁止	2024年



被差別部落へのまなざし

——同和問題認識の近代史——

被差別部落へのまなざし

— 同和問題認識の近代史 —

